

営林署跡地分譲のご案内

営林署跡地の宅地を下記のとおり分譲します

分譲区画	3区画
分譲面積	① 409.00 m ² 約 123 坪 ② 352.42 m ² 約 106 坪 ③ 329.63 m ² 約 99 坪
分譲価格	① 7,423,000 円 (約 60,000 円 / 坪) ② 5,969,000 円 (約 56,000 円 / 坪) ③ 4,985,000 円 (約 50,000 円 / 坪)
申し込み条件	(1) 20 歳以上 60 歳以下の人で同居家族がいること (2) 契約日から 2 年以内に申込者本人と親族の住む住宅を建築し、錦江町民となる個人 (3) 売買契約と同時に契約保証金として分譲価格の 10 分の 1 を納入し、2 ヶ月以内に分譲価格の残り全額を納入できる個人 (4) 営利目的の購入でないこと
分譲方法	申込みは 1 人 1 区画とし、1 区画に申込者が 2 人以上ある場合は抽選により決定します
申込方法	役場企画課に備え付けの申込書に記入押印のうえ申し込んでください (電話での申し込みは、受け付けいたしません)
申込先	錦江町企画課 (本庁舎 2 階)
申込期限	平成 18 年 5 月 15 日 (月) ~ 平成 18 年 6 月 9 日 (金) 午後 5 時まで

春の行政相談強調週間

総務省では、昭和 55 年度から国民に行政相談制度を周知するとともに、行政相談を気軽に利用してもらうため、毎年 5 月の 1 週間を春季行政相談週間と定めて全国的に各種行事を行っています。

春の全国行政相談強調週間 5月22日(月)から28日(日)

総務省の行政相談制度は、役所の仕事(国の仕事、NTT、JR や日本道路公団などの特殊法人などの仕事、県・市町村の仕事で国から受託している仕事や補助を受けている仕事)に関する苦情、相談、要望などを受け付けて、公平・中立な立場から助言や関係機関に対する通知などにより、その解決や実現の促進、行政の制度・運営の改善を図るものです。

暮らしの何でも行政相談所(相談無料、秘密厳守)

日時 平成 18 年 5 月 16 日 (火) 午前 10 時から午後 3 時

場所 山形屋 1 号館 7 階 社交室

相談内容 登記、税金、年金、保健、道路、福祉、賃金、労働条件、休暇、人権、交通安全など、主に国の行政に対する苦情や相談、要望ごとに応じます。

問い合わせ先

総務省 鹿児島行政評価事務所

電話 0570-090110

編集後記

4 月末からの連休は皆さんのように過ごされたでしょうか?中には 9 連休といった人もいらっしゃるのではないでしょうか。連休中は概ね天気も良く、町内の観光施設にも、多くのお客さんが訪れていたようです。

もうすぐすると、梅雨の季節がやってきます。雨が続き、災害が発生しやすくなります。気象情報に注意し、危険を感じたら早めの避難を心がけましょう。

現在、本庁舎の改修工事を行っています。ご利用の際は、ご迷惑をおかけすることもある場合がございますが、ご協力をお願いいたします。

■発行 錦江町役場

■編集 企画課

〒893-2392

鹿児島県肝属郡錦江町城元 963

☎0994-22-3032 FAX 0994-22-1951

■錦江町ホームページアドレス

<http://www.town.kinko.lg.jp>